

橘学苑中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめは、絶対に許されません。いじめは、生徒の生命と尊厳に関わる問題であり、学校の最重要課題です。しかしながら、いじめは、どの学校のどの生徒にも起こりうるものであり、橘学苑の全ての教職員が、未然防止・早期発見に向けて学校全体で取り組みを行い、発見してからの組織的な対処のあり方を正しく理解し、被害生徒の保護及び加害生徒への指導等を適切に行い、PDCA サイクルに基づく取り組みの検証と再発防止を図らなければなりません。

そこで、学校法人橘学苑中学校及び橘学苑高等学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 以下「法」）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日） 以下「国の基本方針」）にのっとり、本学における、いじめの未然防止、早期発見、対処のための対策に関する基本的な方針として、本基本方針を定めます。

1 いじめに対する本校の基本姿勢

(1) 創立の精神

本校の創業者である校主土光登美先生は、本校を創立するにあたり、この学苑に生活するすべての人が、一人ひとりかけがえのない貴い命を持った独自の存在であることを自覚し、人それぞれの独自の存在を大切にすることができる人間として成長してほしいと願っていました。

本校では、この精神に基づき、これからの未来の社会を世界の人々とともに築いていくため、国際教育や創造学習に力を入れて取り組んでいます。

橘学苑で学ぶ生徒や保護者、教職員は、このような校主土光登美先生の願いを創立の精神として受け継ぎ、本校の教育活動が行われていることを忘れてはなりません。

創立の精神

- 一、心すなおに真実を求めよう
- 一、生命の貴さを自覚し、明日の社会を築くよろこびを人々とともにしよう
- 一、正しく強く生きよう

(2) 基本姿勢

- 全ての教職員と生徒がいじめに対する共通理解を持ち、いじめが起きにくい、いじめを起こさない学校づくりを行います。

- ・いじめは、絶対に許されません。
- ・いじめは、生徒の命と尊厳に関わる問題です。
- ・いじめは、どの学校でもどの生徒にも起こりうるものであるという危機意識を持たなければなりません。
- すべての生徒が安心して学校生活に取り組めるよう、学校生活安全対策会議を中核に、学校全体でいじめの防止と早期発見、対処に取り組みます。
- 部活動におけるいじめは、教職員全体の目が届きにくいことを理解し、部活動担当教職員との情報共有をしっかりと図ります。
- 保護者、地域、その他の学校支援者との連携を図ります。

(3) いじめの禁止

本校の生徒は、創立の精神に則り、いじめやそれに類する行為を、決して行ってはなりません。

- ① 本校の生徒は、いじめが人に対して大きな苦しみや不安を与え、心身の健全な成長や円滑な人格の形成を大きく損ねる重大な問題であることを理解しなければなりません。
- ② 本校の生徒は、いじめのない社会をつくろうと努めなければなりません。
- ③ 本校の生徒は、周囲で行われるいじめを認識しながら放置することのないようにしなければなりません。

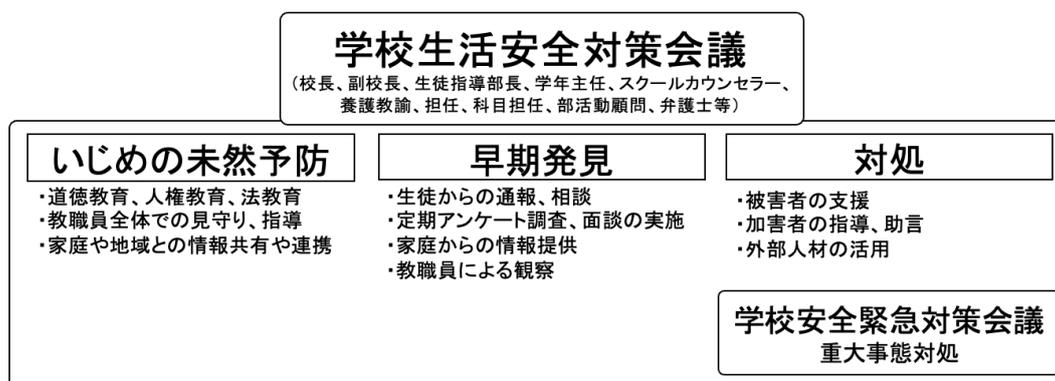
2 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます（法2条1項）。

全ての教職員及び生徒は、「いじめ」の定義を正確に理解しなければなりません。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。「いじめられる側にも問題がある」という認識は絶対にあってはなりません。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期解決のための取り組み



4 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

- いじめは、どの生徒にも起こりうるもので、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえ、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを全教職員で行います。
- すべての教育活動を通じて道徳教育や人権教育および体験活動等を充実させ、生徒の豊かな情操や、他者を尊重し、多様性を認め合う好ましい友人関係を築きあげる心を育成します。
- 保護者や地域、その他の学校支援者との連携を深め、積極的に情報共有を行い、生徒の健全な育成を見守る体制を作ります。

(2) いじめ防止のための取り組み

- 本校の教職員全員が、いじめの定義を正確に理解し、いじめは決して許されないという共通認識を持ち、校内研修や職員会議を通して共通理解を深め、組織的に対応します。
- また、いじめ防止に焦点をあてた学校運営、クラス運営、部活動運営につとめ、積極的にいじめ防止指導に努めます。
- 教職員は、不適切な言動により生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払って指導します。
- 教職員間で、生徒を見守り、情報を共有することによって、生徒の些細な変化も見逃さない体制を作ります。
- 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みが、体系的・計画的に行われるよう、年間計画を定め、学校生活安全対策会議の活動をはじめとして、いじめ防止に向けた取り組みを計画的に実施します。(別紙 橘学苑中学校いじめ防止対策年間計画書)
- 生徒がいじめの定義を正確に理解し、いじめに向かわない態度・能力の育成のため

め、生徒向けの研修を年一回以上、実施します。

- 校長談話、学校だよりや広報誌等による家庭や地域への啓発活動などを行います。
- 生徒自らが行ういじめ防止に向けた主体的な取り組みを推進します。

5 早期発見

(1) 基本的な考え方

- 学校生活安全対策会議の活動を生徒に周知します。
- 生徒や保護者が教職員と信頼関係を構築し、安心して信頼して相談できる環境を構築します。

(2) 早期発見のための取り組み

① 定期的なアンケート調査・面談の実施

いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査や面談を行います。

生徒を対象とするアンケート：年4回（5月、9月、11月、2月）

生徒を対象とする面談：学期に1回以上、随時（担任による二者面談など）

保護者を対象とするアンケート：年1回

② いじめ相談窓口の設置、相談箱の設置

- 相談窓口、相談箱の利用などを広く周知します。

③ 情報共有

- 生徒、保護者、地域等から情報提供があった場合は、学校生活安全対策会議で組織的に情報を共有し、被害生徒を徹底して守り抜くという考えのもとに迅速かつ適切に対応します。
- 必要に応じ、臨時の学校生活安全対策会議を開催し、組織的な情報共有を徹底します。

④ 学校生活安全対策会議の見える化

- 入学式や始業式において、学校生活安全対策会議を周知し、生徒や保護者に周知します。

6 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- いじめは、どの生徒にも起こりうるという認識のもと対応の充実を図ります。
- 学校生活安全対策会議において、いじめに関する情報の集約、いじめの事実確認、被害生徒の保護及び支援、加害生徒への指導、学校全体への指導等について、校長を中心に組織的な対応方針を決定し、組織的対応を行います。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめやその疑いのある行為（遊びや悪ふざけも含みます。）を発見したときは、

すぐに止めさせます。

- いじめではないかとの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴します。
- いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに生徒指導部会に報告し、学校生活安全対策会議に情報を共有し、学校生活安全対策会議において対応します。
- 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、速やかに生徒指導部会に報告し、学校生活安全対策会議に情報を共有し対応します。
- 法2条のいじめの定義に則り、被害生徒に対するいじめが認定されまたはいじめが疑われると判断された場合は、直ちに、いじめを行った生徒に指導します。

(3) いじめられた生徒・保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行います。
- 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報は、速やかに保護者に伝え、対応についても適宜情報共有します。
- いじめを受けた生徒に寄り添い、徹底して守り通します。また、秘密は守ります。
- いじめを受けた生徒の意向を丁寧に確認しながら、安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行います。
- 必要に応じ、スクールカウンセラーなどの心理や福祉の専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒のケアを行います。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、見守りを行います。

(4) いじめた生徒への指導・保護者への助言

- いじめを行った生徒には、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行います。
- いじめを行った生徒の保護者には、速やかに判明した情報を伝え、対応についても適宜情報共有します。
- いじめを行った生徒には、必要に応じ、いじめを行った生徒を一定期間別室等で学習させるなどの対応をとり、いじめを受けた生徒が安心して学習できる環境を作ります。
- 教育上必要があると認めるときは、「橘学苑中学校・高等学校生徒の特別指導・懲戒に関する申し合わせ」に則り、懲戒その他必要な指導を行います。
- 犯罪に該当するいじめについては、所轄警察署及び関係機関等と連携し対処します。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。
- いじめは絶対に許されない行為であり、学級全体や部活動全体で話し合うなどし

て、いじめを許さないという環境を醸成します。

- 全ての生徒が、本校の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めます。

(6) インターネット上のいじめへの対応

- 不適切な書込みなどについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求めます。
- 早期発見の観点から、学校においてネットパトロールを実施します。
- インターネットによる情報の広がりや速さ、発信者の匿名性などインターネットによるいじめを防止するため、生徒及び保護者に情報提供や情報モラルに関する研修及び講演を行うなど効果的な啓発活動を行います。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪で解消したとすることはできません。少なくとも、次の2つの要件が満たされていることが必要です。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。※少なくとも3カ月を目安とします。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

8 学校生活安全対策会議

学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組むにあたり中核となる役割を担います。

(1) 組織

校長、副校長、生徒指導部長、学年主任、スクールカウンセラー、養護教諭、教職員の経験年数や担任の垣根を超えた、教職員同士の日常的な繋がり、同僚性を向上させるため、生徒にもっとも接する機会の多い担任や教科担当者（4名）、部活動顧問（2名）、計15名で構成します。

必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家が参加を図りながら対応します。

また、橘学苑いじめ防止プログラムの策定や実施、改訂に際し、生徒や保護者などの参

加を図ります。

会議は、学期に1回以上開催します。

生徒指導部会と連携し、いじめやいじめと疑われる相談・通報があった場合に必要があると判断した場合は、臨時又は緊急会議を開催します。

学校生活安全会議で収集した資料及び作成した記録については、学校法人橘学苑文書保存規定に基づき、適切に保管します。ただし、当該保存期間を超える場合であっても、当該生徒が卒業するまでは保管します。

(2) 役割

◆未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

◆早期発見、事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

◆学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

9 重大事態への対処

(1) 重大事態への取り組み

- いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、学校生活安全対策会議内に設置された学校安全緊急対策会議において、速やかに調査を行います。
- 重大事態調査を行う際は、被害生徒及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結

果について適切に説明をします。

- 事案の内容を考慮し、必要があると認める場合は、第三者を加え、調査の公平性と中立性を確保するよう努めます。
- 重大事態が発生した場合は、速やかに神奈川県知事に報告します。
- 重大事態の調査は、いじめを受けた生徒の尊厳の保持・回復を図るとともに、学校の対応やいじめの防止等のための措置の状況を分析して検証を行い、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的にします。

(2) 調査

- いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を最優先に行います。
- 学校は、自らの対応に不都合な事情があったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直します。

10 評価・検証

- 学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページへの掲載、広報誌などにより、生徒のみならず、入学予定者、保護者、地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できる措置を講じます。また、その内容を、入学時や各年度の開始時に、生徒、保護者に説明します。
- 学校いじめ防止基本方針やそれに基づく取り組みについて、生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加を確保するための措置を講じます。
- 保護者、地域住民、関係機関からの意見を聞きます。
- 学校は、いじめの防止、早期発見、対処等の取り組みについて、年度末に、学校生活安全対策会議において検証し、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針の見直し、改訂を行います。
- 学校は、毎年、前項の検証の結果を、学内誌及びホームページにより公表します。

以上